日本中毒学会認定制度規則

（2011 年 1 月 31 日制定）
（2012 年 7 月 26 日改定）
（2023 年 1 月 27 日改定）

第１章　総則

（目的・名称）
第１条
本制度は、薬毒物中毒に関する十分な知識及び技能を有する医師、薬剤師、看護師、臨床検査技師、各種研究員、行政担当者など様々な職種を養成し、中毒診療に関する高度な知識、技術、倫理観に基づく最適な治療を通して、国民の健康に貢献することを目的とする。
第２条
第１条の目的を達成するために、本学会は認定制度を制定し、中毒診療に関する十分な知識・技能を有する会員を認定する。
第３条
第２条に定める本学会によって認定された会員の名称は、「認定クリニカル・トキシコロジスト」ないし「Clinical Toxicologist」とし、本規則では以下、クリニカル・トキシコロジストと表記する。なお、英文正式名称とその略号は、Diplomate of Japanese Society for Clinical Toxicology (DJSCT)とする。

第２章　クリニカル・トキシコロジスト認定委員会

（委員会の設置）
第４条
本学会は、この制度のためクリニカル・トキシコロジスト認定委員会（以下、認定委員会）を設置する。
（責務）
第５条
第４条に定める認定委員会は、本制度の運営と認定作業を行う。
（組織）
第６条
第４条に定める認定委員会は、本会会員より選出される委員より構成される。
第７条
本学会代表理事は、第６条の委員を委嘱する。

（任期）
第８条
認定委員の任期は２年とし、原則として再任は妨げない。

第３章　クリニカル・トキシコロジスト認定

（申請資格および認定基準）
第９条
認定クリニカル・トキシコロジストの申請は下記の各項を満たす者とする。
1）本邦における中毒の専門家として優れた人格及び中毒治療に関する見識を備えている。
2）申請時において中毒に関わる実務経験を３年以上有している。
3）申請時において、本学会の正会員であり、申請時点まで連続して3年以上の会員加入歴がある。
4）本学会の指定する学術集会、研究発表、研修セミナーなどにおいて、別に定める単位数を履修している。
5）別に定める中毒に関わる実績を報告する。
6）別に定める認定試験に合格する。
第１０条
クリニカル・トキシコロジストの認定を希望する者は、以下に掲げる書類を添えて本学会事務局に申請する。
1）クリニカル・トキシコロジスト認定申請書（別紙申請書式-1）
2）規定の単位取得証明書（別紙申請書式-2）
3）中毒に関する業務に３年以上従事したことを示す施設長または所属長の証明（別紙申請書式-3）
4）中毒に関する実績一覧（別紙申請書式-4）
（認定試験）
第１１条
認定委員会は、別途定める期日までに本学会事務局宛申請された申請者について、クリニカル・トキシコロジスト認定申請資格の適否を判定する。
第１２条
前条に定める判定の結果、認定委員会によりクリニカル・トキシコロジスト認定試験の受験資格を有すると判断された申請者は、クリニカル・トキシコロジスト認定試験を受験することが出来る。

第１３条
試験実施方法等の詳細については、別に定める。
第１４条
試験は年１回実施する。
第１５条
試験に不合格となった者は、再度受験することが出来る。再受験に際しては、第１０条に定める申請より再度実施する。ただし、翌年に限り、第10条の2）から4）の提出を免除する。
（認定）
第１６条
認定委員会は、申請書類及び認定試験成績を総合的に審査し、申請者のクリニカル・トキシコロジストとしての適否を判断し、本学会理事会に報告する。
第１７条
本学会理事会は、認定委員会の報告を受け、審議の上クリニカル・トキシコロジストの認定を行う。
（更新）
第１８条
クリニカル・トキシコロジスト認定は、５年毎に更新する。更新審査は、毎年１回行う。
第１９条
更新しようとする者は、認定を受けてから更新までの間に学術集会、研究発表、または、認定委員会の指定する講習会などにおいて、規定の単位を取得しなければならない。
第２０条
更新に際しては、第１９条に定める条件を満たしていることを証明するために、本学会が指定する学術集会や講習会などにおける参加証明書・受講証明書等のコピー、学術集会の抄録のコピー、掲載論文の別刷りなどを提出しなくてはならない。
（認定の取り消し）
第２１条
本学会がクリニカル・トキシコロジストとして認定した者が、その称号にふさわしくない行為を行った場合には、本学会理事会は、認定委員会の審議を経て、クリニカル・トキシコロジストの資格を取り消すことができる。
クリニカル・トキシコロジストが本学会の会員でなくなった場合は、その資格を喪失する。
（規則の変更）
第２２条
本規則の改廃は、認定委員会の議を経て理事会が承認する。

（施行）

第２３条

本規則は、2011年1月31日より施行する。

（改定）

2012年7月26日改定

2023年1月27日改定

日本中毒学会認定制度施行細則

（2011 年 1 月 31 日制定）
（2019 年 11 月 18 日改定）
（2026 年 11 月 11 日改定）

細則 1　クリニカル・トキシコロジスト認定委員会の業務
受験資格の適否判定（規則１１条）
認定試験問題の出題と成績評価（規則１３条）
新規認定及び更新のための審査（規則１６条、１８条）
学術集会、研究発表、研修セミナーの指定（規則９条、１９条）
研修セミナーおよび認定試験に関しては、別途セミナー・試験委員会を置くことができる。

細則 2　認定の要件
本学会が指定した学術集会などに参加し、60 単位（必須 45 単位以上を含む）を取得し、かつ業務機関において、中毒治療に関する業務に参加し（実績報告 10 例)、認定試験に合格した者とする。
1）単位取得の対象となる項目（規則９条の 4)
必須単位
・日本中毒学会総会・学術集会参加　15 単位
選択単位
・地方会が主催する学術集会参加　15 単位
・本学会または地方会が主催する学術集会での発表　15 単位（共同演者は 3 単位)
・本学会または地方会の座長または司会　10 単位
・急性中毒標準診療コース（B-Tox）受講または指導　（10 単位）
・中毒研究における論文発表　筆頭著者 20 単位(共著者は 5 単位)
・本学会以外の学会の学会誌や関連雑誌における中毒に関連する論文発表　5 単位（筆頭者のみ)
・本学会以外の学会が主催する学術集会で、連携委員会が事前に定めるセッションでの発表　5 単位（筆頭者のみ)
・認定委員会が定めた更新セミナー　5 単位（更新時のみ)
2）中毒に関する業務において自ら参加した 10 例以上の実績を、それぞれ 150 字程度で報告する。(規則９条の 5)
1. 治療
2. 情報提供
3. 分析
4. その他（剖検など）

細則 3　認定更新の要件

認定を受けてから 5 年後、以下の（1）（2）（3）を満たしている場合、資格の更新を申請することができる。

（1）認定された後も引き続き本学会の正会員であること。

（2）認定を受けてから５年間、中毒臨床に貢献するとともに、認定委員会が指定した 50 単位（必須 30 単位以上を含む）を取得した者。（単位取得の対象となる項目は細則 2 参照）

（3）認定を受けてから５年間に、認定委員会の定める更新セミナーなどを 2 回以上受講した者。（更新セミナーは、学術集会時に 1 日 1 講演以上が指定されるほか、本学会・地方会が主催する各種研修・セミナーなどが指定される。）

（4）認定委員会は、認定更新申請書類の審査を行い、認定委員会で審査の上、資格の更新を行う。更新を希望する者は次の各項に定める書類を申請期限までに認定委員会に提出する。

1. 認定資格更新申請書
2. 単位取得・更新セミナー受講確認書類（施行細則 4 参照）
3. 更新料（施行細則 5 参照）

（5）認定委員会は、更新を希望する者が一定の理由（留学、出産・育児休暇、忌引き休暇、病気等）により単位の取得もしくは更新セミナーの受講ができない旨の所定の理由書を提出した場合は、更新申請期間の延長の可否を審査する。

(6)名誉会員は上記（1）、（2）、（3）にかかわらず自動的に資格は更新される。

細則 4　単位取得・更新セミナー受講確認書類

（1）日本中毒学会学術集会に参加したことを証明する書類として、参加証のコピーを所定用紙に貼付する。

（2）日本中毒学会学術集会及び地方会、本学会以外の学会での発表、中毒研究雑誌および本学会以外の学会雑誌での掲載を証明する書類

日本中毒学会学術集会及び地方会、連携委員会が定めた本学会以外の学会での発表を証明する書類として、抄録のコピーを、また中毒研究雑誌および本学会以外の学会雑誌などへの掲載を証明する書類として、別刷またはコピーを添付する。

(3)更新セミナーに参加したことを証明する書類として、参加証明書などを所定用紙に貼付する。

書類提出先：〒164-0001 東京都中野区中野 2-2-3

（株）へるす出版事業部内

日本中毒学会

クリニカル・トキシコロジスト認定委員会　宛

認定および更新の申請期間：毎年 4 月 1 日より 4 月 30 日（予定）

細則 5　認定料及び更新料と認定証の交付

初回認定料は 20,000 円、更新料は 10,000 円とする。認定料には申請審査、セミナー受講および試験、認定審査費用を、更新料には申請審査、認定審査費用を含む。認定資格者には通知し、指定の銀行振替口座に払込みが確認できた者に認定証を交付する。

払込手数料は申請者負担とする。既納の認定料、更新料等はいかなる理由があっても返却しない。

細則 6　評議員の暫定処置

本認定規則開始時の現評議員については、申請につき暫定移行処置を講ずるものとし、その詳細は申請公告に示す。

細則 7　施行細則の変更

本施行細則の改廃は、認定委員会の議を経て理事会が承認する。

（改定）

2012 年 1 月 31 日改定

2015 年 1 月 22 日改定

2019 年 11 月 18 日改定

2026 年 11 月 11 日改定